

スーモカウンター注文住宅 設備あんしん保証約款

本約款は、株式会社 Warranty technology (以下「当社」という) が株式会社 リクルート (以下「委託元」という) からの委託を受けて、スーモカウンター (以下「対象サービス」という) 利用者のうち対象サービスを通じて契約を行った者を対象として、加入者証 (以下「加入者証」という) の情報に記載されている販売者が販売した「スーモカウンター注文住宅 設備あんしん保証」 (以下「修理サービス」という) の対象とする新品の製品 (以下「本製品」という) につき、修理サービス期間 (第2条に定める期間をいう) 中に故障が発生した場合、メーカー保証書に記載されている内容および以下の条項に基づいて、修理サービスが提供される条件等を定めるものである。なお、メーカーが遡及地としている離島および遡及地の出張料については、修理サービス加入者 (以下「加入者」という) が負担するものとする。

第1条 (修理サービスの開始)

対象サービスの利用者は、販売者との契約成立後1カ月以内に本約款の内容に同意のうえ、当社に申込を行うものとし、当社は、本製品が購入された後、遅滞なく、加入者証を電磁的方法により発行する。

第2条 (修理サービスの期間)

修理サービスが効力を有する期間は、入居予定日の属する月の翌月1日を起算日とし、起算日から3年間とする。修理サービス期間内において修理回数に制限はないものとする。また、メーカー保証期間中に初期不良等でメーカーまたは販売店より代替品が提供された場合でも、修理サービス期間は変更されないものとする。なお、修理サービス期間中であっても、本製品のメーカー保証期間中はメーカー保証対応とする。

第3条 (修理の依頼)

修理サービス期間中に、本製品の取扱説明書及び本体貼付付けラベル等の注意書きに従った正常な使用状態で本製品に故障が発生した場合、加入者はコールセンター (加入者証送付時に案内) に修理を依頼することとする。なお、当社は、修理上限金額を10万円 (税込) と定めるものとし、加入者証に記載された本製品群の修理代金の総額 (離島および遡及地以外の出張料、修理の際の脱着費等を含む) が修理上限金額を超えない範囲において修理サービスを提供するものとし、修理上限金額を超過する費用は加入者の負担とする。

第4条 (報告義務)

1. 加入者は次の場合は、速やかにコールセンターに連絡しなければならない。
 - (1) 修理サービス期間終了前に、氏名または連絡先 (電話番号・本製品が設置された不動産物件の住所・メールアドレス) に変更があった場合、若しくは本製品が設置された不動産物件の所有権が移転したことにより本製品の所有者が変更になった場合。
 - (2) 販売者との契約を解除した、若しくは解除された場合。
2. 前項に関して連絡が為されない場合、修理サービス期間内であっても、修理サービスの対象とならない場合があるものとする。

第5条 (代替品の提供)

1. 修理サービスによる1回の修理の費用見積額が修理対応可能金額 (修理上限金額から修理サービスにより既に修理に要した金額を差し引いた金額をいう) を超過する場合や、修理が不可能な場合 (メーカーによる部品の供給を受けられない場合等) は、当社が指定する同機種または同等品を代替品として提供することをもって修理に代えるものとする (設置工事を含む)。
2. 修理対応可能金額の範囲内での代替品の提供が困難なときにおいて、加入者が代替品の製品価格の一部を負担したとき、代替品の提供を受ける (以下「差額負担代替品提供」という) ことができるものとする。加入者が負担する金額は代替品の製品価格 (当社が指定する店舗において、当社が案内した時点での製品価格とする) から修理対応可能金額を差し引いた差額とする。
3. 代替品の提供にあたって、加入者は当社に対して機種または品名その他の指定を行うことはできないものとする。
4. 第2項における修理対応可能金額の範囲内での代替品の提供が困難なときにおいて、加入者が、差額負担代替品提供ではなく、修理を希望する場合は、加入者が修理費用見積額と修理対応可能金額の差額を負担して、修理を依頼することができるものとする。
5. 第2項または第4項が適用される場合において、差額分を振込む際に要する振入手数料等は、加入者の負担とする。
6. 代替品の提供、差額負担代替品提供または差額有償修理のいずれかがなされた場合、これをもって修理サービスは終了するものとする。

第6条 (修理サービスの対象外となる事由)

次の場合は修理サービス期間中であっても修理サービスの対象とならないものとする。

- (1) 第3条の手続き以外で本製品の修理を依頼された場合。
- (2) 加入者証の情報と連絡先および修理依頼製品に相違がある場合。
- (3) 第4条第1項第1号以外を理由とする本製品の譲渡または販売により、所有者および使用者が変更 (同居の家族への変更を除く) になった場合、若しくは第4条第1項第1号を理由とする所有権の譲渡において不動産物件の譲渡者からの報告がない場合 (譲渡者からの報告は不可)。
- (4) 本製品の部品交換を伴わない調整および手直し修理 (清掃、リカバリー、設定等) の範囲に該当する場合。
- (5) 故障の原因が本製品本体以外の工事箇所 (電線・電源、配管等) にある場合、または電線・配管・排水管等の修理・交換の場合。
- (6) 取付工事に起因して本製品に不具合が生じた場合。
- (7) 通常使用に支障の無い部分で経年劣化の範囲に該当する場合。
- (8) 本製品のメーカーの責に起因した故障または損傷の場合。

- (9) お買い上げ後の取り付け場所の移動、落下等によって生じた、本製品の故障または損傷である場合。
- (10) 一般家庭用以外（例えば、業務用、車両や船舶への搭載）での使用によって本製品に故障、傷、錆、カビ等が生じた場合。
- (11) 直接的、間接的に関わらず、次に掲げる事由によって生じた本製品の故障または損傷。
 - ① 不適切な使用（落下、衝撃、水濡れ、電池漏洩、増設及び改修行為等）または管理の不備によって生じた本製品の故障、傷、錆、カビ等。
 - ② 使用上の誤り（取扱説明書記載以外の使用）、または維持・管理（メーカーが定める定期的清掃等含む）の不備によって生じた故障及び改修。
 - ③ 水道法に規定された水質基準に適合した水以外の水（井戸水、温泉水、地下水等）の使用によって生じた故障、水漏れ、タンクや配管の腐食等。
 - ④ 本製品のメーカーが指定する燃料以外の燃料または不良灯油（変質した灯油および不純物が混ざった灯油をいう）の使用。
 - ⑤ 動物・植物等の外部要因での変質・変色・その他類似の事由。
 - ⑥ 故意・過失による場合。
 - ⑦ 火災・落雷・爆発または外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由。
 - ⑧ 地震・津波・噴火・地殻変動・地盤沈下・水害・風害・その他天災ならびにガス害・塩害・公害及び異常電圧。
 - ⑨ 盗難・詐欺・横領または紛失による場合。
 - ⑩ 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下も同様）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む）の放射性や爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。
 - ⑪ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変または暴動。（群衆または多数の者の集団によって著しく平和が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態）
- (12) 本製品のメーカーがリコール宣言を行った後、リコールの原因となった部位に故障または損傷が生じた場合。
- (13) 修理の依頼が、修理サービス期間の終了後になされた場合。
- (14) 本製品が日本国外に持ち出された場合の日本国外からの修理依頼の場合。
- (15) 本製品の修理を依頼された際、故障内容が再現しない場合、または修理サービスの対象外の原因による故障であることが判明した場合の修理工賃費用、部品代金、出張費用、物流費用、修理見積費用および経費。
- (16) 電池、フィルター類、ハッキング等メーカーの定める消耗品の交換である場合。但し、加入者が直接交換を行う事が困難な弁類（減圧弁・圧力弁等）の交換は修理サービスの対象とする。
- (17) 本製品の機能および使用の際に影響の無い損害。（外観の瑕疵を含む）
- (18) 本製品に追加で取り付けることが可能な部品・装置の故障または損傷、もしくは当該部品・装置に起因した本製品の故障または損傷。
- (19) 本製品のメーカーが当社において修理対応ができない国外メーカーとある場合または本製品が当社において修理対応ができない製品である場合。
- (20) 第5条第2項または同条第4項が適用される場合において、加入者からの差額負担分の支払いが難しい場合。
- (21) 本製品の設置が、対象サービスを通じてなされたものでない場合（第4条第1項第2号に該当する場合を含む）。

第7条（間接損害）

1. 次の損害等については修理サービスの対象とならないものとする。
 - (1) 本製品の故障または損傷に起因して他の財物に生じた故障、若しくは損傷等の損害。
 - (2) 本製品の故障または損傷に起因して、本製品、その他の財物が使用出来なくなったことによって生じた損害。
 - (3) 本製品の故障または損傷に起因して身体に生じた傷害。（傷害に起因する死亡および経済的または精神的損失を含む）
2. 修理サービスに関連して当社が負担する損害賠償額の限度額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為、その他請求原因の如何にかかわらず、10万円を上限とするものとする。

第8条（遵守義務）

加入者が本約款の定めと違反し、当社が修理サービスを実施することに対し著しい損害を与えたと当社が判断した場合、当該加入者は修理サービス期間内であっても修理サービスの提供を受けられない場合があるものとする。

第9条（製造物責任）

当社は本製品のメーカー、輸入者、加工業者ではなく、製造物責任法第3条の責を負うものではない。

第10条（見解相違の場合）

故障および損害の認定などについて、当社と加入者等の間で見解の相違が生じた場合、当社は中立的な第三者の意見を求める事ができる。

第11条（その他留意点）

1. 加入者は、当社が本約款について予告なしに変更する権利を有していること、また、当社が故障等の発生状況に係る情報を委託元に対して提供することがあることを予め承諾するものとする。
2. 加入者は、委託元が当社の情報システムを利用することにより、加入者が登録した個人情報や委託元に共有されることにつき、予め承諾するものとする。

附則

2018年3月9日作成 2018年5月1日適用

2019年2月15日改定 2019年4月1日適用